

令和3年3月26日

MCA アドバンス端末の制限事項等について（確認書）
（MCA アドバンス利用約款第15条第3項関係）

MCA アドバンス利用約款第15条第3項において、契約者には契約者の設備（MCA アドバンス端末）の利用にあたって一般財団法人移動無線センター（以下「財団」という。）が別途定める「セキュリティポリシー」を順守することとなっています。

契約者が契約者の設備（MCA アドバンス端末）の利用にあたって順守していただく「セキュリティポリシー」の内容は以下の各条のとおりです。

第1条 禁止事項

MCA アドバンス端末の使用にあたっては、契約者は次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) MCA アドバンス用 SIM（MCA アドバンスコア用及び IP 無線用）を MCA アドバンス用ではない端末に入れて使用すること。
- (2) MCA アドバンス用でない SIM を MCA アドバンス端末に入れて使用すること。
- (3) 端末を改造（root 化／脱獄など）すること。
- (4) 財団が認めていないプログラムやアプリケーションをインストールすること。
- (5) MCA アドバンス端末を第三者に貸与すること。

第2条 制限事項

次の各号の機能は、MCA アドバンス端末が備えている機能であっても、原則として使用できません。

- (1) テザリング
- (2) Wi-fi（Miracast の使用は除きます。）
- (3) Bluetooth（車載機端末における Bluetooth スピーカーマイクの使用は除きます。）
- (4) USB 接続（充電、USB メモリへのデータの取り出しを除きます。）
- (5) microSD カードスロット

2 次の各号の場合は、例外として前項の機能制限を必要な範囲で解除して利用を認めます。

- (1) 財団が認定した前項の機能を使用するアプリケーションを使用するとき
- (2) 契約者により情報セキュリティ対策がなされており、MCA アドバンスシステムにも問題ないと財団が特別に認めるとき

第3条 サービスの停止、契約解除、損害賠償

契約者が第1条の行為、または、第2条の制限に反して無断で使用もしくは無断で解除する行為を行ったとき、MCA アドバンスシステムは自動的にサービスを停止することがあります。また、財団は利用者に通告することなくサービスを停止することがあります。

2 契約者が第1条の行為、または、第2条の制限に反して無断で使用もしくは無断で解除する行為を行ったとき、財団は行為の態様や障害の状況により契約を解除することがあります。

3 契約者が第1条の行為、または、第2条の制限に反して無断で使用もしくは無断で解除する行為を行ったことにより、財団に損害が発生した場合は、契約者は損害を賠償しなければなりません。

第4条 免責

契約者が第1条の行為、または、第2条の制限に反して無断で使用もしくは無断で解除する行為を行ったことにより契約者に損害が発生しても、財団は損害賠償の責任を負いません。

以上